（前のページより続き）
平成二十二年度法務教官採用試験公告（同）　四一
平成二十二年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告（同）　四二
平成二十二年度司法書士試験に関する公告（法務省）　四三
平成二十二年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告（同）　四三
平成二十二年度外務省専門職員採用試験公告（外務省）　四四
平成二十二年一級建築士試験の施行について（国土交通省）　四五
平成二十二年度防衛省職員採用Ⅰ種試験公告（防衛省）　四七
平成二十二年度防衛省職員採用Ⅱ種試験公告（同）　四八
平成二十二年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験公告（最高裁判所）　四九
平成二十二年度裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅱ種試験公告（同）　五〇
平成二十二年度裁判所職員（家庭裁判所調査官補）採用Ⅰ種試験公告（同）　五一
平成二十二年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　五一
平成二十二年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　五二

〔公　告〕

諸事項

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　五二
裁判所
破産、免責、再生関係　五三

特殊法人等
日本放送協会入札、東日本高速道路株式会社工事開始、地方職員共済組合定款の一部変更、プログラムの著作物に係る登録、日本年金機構入札、企業年金基金変更関係　一四六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五一
会社その他
会社決算公告　一六〇

省　令

○法務省令第十七号

不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

法務大臣　千葉　景子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に、「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改める。

第九条中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長」を削り、同条に次の二項を加える。

2　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合には、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

第十三条第一項第二号中「地図の番号」の下に「（当該地図が複数の図郭にまたがって作成されている場合には、当該各図郭の番号）」を加え、同項第九号中「隣接図面」を「隣接図郭」に改める。

第十五条中「第十三条第一項第二号の番号」を「第十三条第一項第二号の地図の番号（同号括弧書きに規定する場合には、当該土地が属する図郭の番号）」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（地図等の副記録）

第十五条の二　法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。

2　第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

第十六条第四項第二号中「書面」の下に「（地図訂正申出情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）」を加え、同条第十項中「、第四項第二号」を「第四項第二号」に改め、「場合について」の下に「、令第十六条第五項の規定は第四項第二号に規定する地図訂正申出情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について」を加え、同条第十一項中「、第四項第二号」を「第四項第二号」に改め、「場合について」の下に「、第五十一条の規定は第四項第二号に規定する磁気ディスクを提出する方法により第一項の申出をする場合について」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは、「第十六条第十項において準用する令第十六条第五項」と読み替えるものとする。

第二章第二節中第十六条の次に次の一条を加える。

（行政区画の変更等）

第十六条の二　第九十二条の規定は、地図等について準用する。この場合において、同条第一項中「変更の登記」とあるのは「変更」と、同条第二項中「表題部」とあるのは「地図等」と読み替えるものとする。

第二章第三節中第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（土地所在図等の副記録）

第二十七条の三　法務大臣は、第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等に記録されている事項と同一の事項を記録する土地所在図等の副記録を調製するものとする。

2　第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が第十七条第一項の電磁的記録に記録されている土地所在図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。

第五十五条第六項中「第一項」を「第三項」に改める。